

転 籍 届

転籍とは、戸籍の所在場所である本籍を移転することです。移転先は、日本国内であればいつでも転籍することができ、届出することにより、同じ戸籍に在籍する人全員で戸籍が移ります。

市内で転籍するときは、現在ある戸籍の本籍を変更し、市外から又は市外へ転籍するときは、新本籍地の市区町村で新たに戸籍が作成されます。

なお、旧本籍地にあった戸籍は、本籍地において除籍として１５０年保存されます。

根 拠 法 令	戸籍法第１０８条、第１０９条
届 出 期 間	届出をした日から法律上の効力が発生
届 出 地	本籍地、住所、所在地(一時滞在地)、新本籍地
届 出 人	戸籍の筆頭者及びその配偶者
必 要 書 類	・ 届 書：転籍届記入例は下記をご覧ください ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・ 印 鑑：届出人（戸籍の筆頭者と配偶者）のそれぞれの印鑑 ※押印は任意です。押印する場合はお持ちください。
そ の 他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください ・ 市外から春日部市に転籍後の新しい戸籍には、死亡や婚姻等により前本籍地で戸籍から除籍されている方は、記載されません。
関連の届出	
教 示	転籍届の不受理処分がされたとき、戸籍法第１２２条により家庭裁判所に不服申立てができます。

記入例

転籍届

令和8年8月10日届出

埼玉県春日部市長 殿

受 理 令和 年 月 日 第 号		発 送 令和 年 月 日	
送 付 令和 年 月 日 第 号		埼玉県春日部市長 印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票
			住 民 票
			通 知

本 籍	埼玉県春日部市中央7 2 番地 丁目	
	(よみかた) かすかべ たろう 筆頭者の氏名 春日部 太郎	
新しい本籍	埼玉県春日部市金崎839 丁目 1 番地	
おなじ戸籍にある人	(よみかた) (名) たろう 筆頭者 太 郎 埼玉県春日部市中央7 2 番地 1 丁目 番 号	住定年月日 昭・平・令 ・ ・ ・
	配偶者 はなこ 花 子 同 上	昭・平・令 ・ ・ ・
	-----	昭・平・令 ・ ・ ・
	-----	昭・平・令 ・ ・ ・
	-----	昭・平・令 ・ ・ ・
	-----	昭・平・令 ・ ・ ・
その他		
届 出 人 署 名 押 印 生 年 月 日	筆頭者 春日部 太郎 昭和 4 5 年 7 月 2 5 日 春日部	配偶者 春日部 花子 昭和 4 8 年 1 0 月 5 日 春日部

- ◎ 届出地は届出人の本籍地、住所地、転籍先又は所在地となります。
- ◎ 届出人の署名は、本人が自署して別々の印を押印（任意）してください。

※ 持参するもの

- 転籍届（必要事項が記載されているもの）
- 届出人の印鑑（任意）

※ 住民異動届けについては、別に「住民異動届」が必要となります。

なお、時間外（土・日曜、祝日（休日開庁日を除く）等）は住民異動届けの受付ができませんので、後日の届出をお願いします。

問合せ先
春日部市役所 市民課戸籍担当
電話 048-736-1111
内線 2656 ・ 2657 ・ 2658